

令和5年度 県産材又は市町村産材利用に係る木造化・木質化補助事業一覧

- ・受付件数上限に達した場合は、受付を終了していることがあります。
- ・詳細については、各自自治体の受付窓口までお問合せください。

<市町村 補助事業>

補助対象	市町村名	担当課	電話番号	事業名	工事対象 (新築、改修など)	補助上限	補助要件	R5年度 受付期間	
1	店舗等	徳島市	農林水産課	088-621-5245	徳島市テナント店舗等木質化モデル創出事業補助金	新築・改修	100万円 (補助対象経費の1/2)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に新たに店舗等を開設し、又は既存店舗等を改修するテナント事業者又は物件所有者であること。 ・令和6年2月29日までに事業を完了すること。 ・店舗等利用者が原則として制限されていないこと。 ・店舗等利用者に対し、県産材が目立つ形で使用されていること。 ・店舗等利用者以外の者への情報発信を行うこと。 ・同一事業について本補助金及び国・県等の公的機関から補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定がない者であること。 	令和5年4月7日(金) ～ 令和6年1月31日(水)
2	住宅	阿波市	農地整備課	0883-36-8721	阿波市木造住宅建築推進事業補助金	新築	50万円	<ul style="list-style-type: none"> ・県産材を主要部材の60パーセント以上使用して建築し、かつ住宅部分の床面積が40平方メートル以上280平方メートル以下の木造専用住宅、又は延べ床面積の二分の一以上を住宅部分が占める併用住宅 ・建築基準法等関係法令の基準を充たしている木造住宅 ・阿波市内に住所・事務所を有する建築士が設計・工事監理を行う木造住宅 ・阿波市内に住所・事務所を有する大工・工務店により建築される木造住宅 ・阿波市内に住所を有している又は住所を有する予定の者で、自己の居住の用に供するための住宅を新築する方。 ・市税に滞納がない方。 ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。 ・補助対象住宅の建築工事が未着工であること。 ・令和6年3月31日までに建築工事が完了する予定であること。 ・補助対象住宅と同一の敷地内において、阿波市木造住宅建築推進事業補助金の交付を受けていない者であること。 	令和5年4月3日(月) ～ 令和5年9月29日(金)
3	住宅	三好市	農林政策課	0883-72-7618	三好地域木造住宅推進事業補助金	新築	100万円	<ul style="list-style-type: none"> ・三好市内に自ら居住するための木造住宅を新築する者であること。 ・住宅部分の床面積が80㎡以上、280㎡以下であること。 ・床・壁・天井に断熱材を使用した内容と同等以上の断熱性能を有している住宅であること。 ・大引き、根太、管柱、通柱、小屋束、母屋、小屋垂木、野地板、間柱、野縁については三好産材を使用すること。 ・構造上主要な柱(通柱及び隔柱)及び土台の寸法を10.5cm角以上とすること。 ・床下の湿気対策のため、厚さ6cm以上のコンクリートを打設した住宅、またはこれと同等以上の性能を有すると認められた住宅であること。 ・設計は、三好地域木造住宅推進協議会の会員である設計業者が行うこと。また、同一会員が設計、施工を兼務できない。 ・施工は、三好地域木造住宅推進協議会の会員である施工業者が行うこと。 	令和5年4月3日(月) ～ 令和6年3月29日(金)
4	住宅					改修	30万円 (1㎡あたり 5,000円上限)	<ul style="list-style-type: none"> ・居室の内装または外装(床・壁・天井・軒天等)の見えがかり部分に使用する木材の面積に対して1㎡当たり5,000円とする。 ・改修工事に使用した木材費の4/5を補助額とする。 	令和5年4月3日(月) ～ 令和6年3月29日(金)
5	店舗等					改修	30万円 (1㎡あたり 5,000円上限)	<ul style="list-style-type: none"> ・以上のどちらかを満たしたものとし、補助限度額は30万円とする。 ・三好市内に、住宅においては自らが所有する住宅であること、店舗・事務所は物件所有者であること。 ・設計もしくは施工どちらかを、三好地域木造住宅推進協議会の会員である業者が行うこと。 ・三好地域で生産された材であり、三好地域の製材所により加工された材とすること。 	令和5年4月3日(月) ～ 令和6年3月29日(金)
6	住宅	那賀町	林業振興課	0884-62-1175	木づかい住宅等支援事業	新築 改修、増築	140万円 (1㎡あたり 50,000円上限)	<ul style="list-style-type: none"> ・那賀町に住所を有する者。 ・那賀町産材を用いて、那賀町内の大工、工務店又は建築業者に発注する物件 	令和5年4月3日(月) ～ 令和6年3月29日(金)
7	住宅	神山町	産業観光課	088-676-1118	神山町産材使用住宅新築等補助金	新築	50万円 (1㎡あたり 20,000円上限)	<ul style="list-style-type: none"> ・「神山町産材認証制度」により認証された木材を使用。 ・神山町内において住宅の新築を行う場合に着工前の申請に対して、工事完了後に補助金を支出。 ・補助の対象者は神山町民で、新築の場合は延床面積が33㎡以上、町産材の使用量5㎡以上。 ・補助額は町産材1㎡あたり20,000円 	令和5年4月1日～
8	住宅					増改築	30万円 (1㎡あたり 20,000円上限)	<ul style="list-style-type: none"> ・「神山町産材認証制度」により認証された木材を使用。 ・神山町内において住宅の増改築を行う場合に着工前の申請に対して、工事完了後に補助金を支出。 ・補助の対象者は神山町民で、増改築の場合は延床面積が10㎡以上、町産材の使用量1㎡以上。 ・補助額は町産材1㎡あたり20,000円 	
9	住宅	海陽町	産業振興課	0884-73-4161	海陽町産材活用住宅等建築推進事業補助金	新築・増築	100万円 (1㎡あたり 50,000円上限)	<ul style="list-style-type: none"> ・町産材を主要部材の80%以上使用し、かつ住宅部分の床面積が50㎡以上の木造専用住宅、又は延べ床面積1/2以上を住宅部分が占める店舗又は事務所併用住宅、及び床面積が30㎡以上の増築、附属家、倉庫、店舗 ・耐震基準を満たしている建物 ・海陽町内に事業所を有する法人、または海陽町に居住している(または居住を予定している)人が、居住等に使用するため建築した建物 	令和5年4月1日～
10	倉庫・店舗等					80万円 (1㎡あたり 40,000円上限)			
11	住宅	東みよし町	産業課	0883-79-5339	三好地域木造住宅推進事業補助金	新築	200万円	<ul style="list-style-type: none"> ・三好産材を使用した在来工法の木造住宅であること。 ・設計・施工は三好地域木造住宅推進協議会の会員である設計・施工業者が行うこと。 ・申請者は、新築する住宅の建設地に住民登録し、工事完了報告書に住民票を添付すること。 	令和5年6月1日(木) ～ 令和6年3月31日(日)

<<参考>県 補助事業>

補助対象	実施主体	電話番号	事業名	工事対象 (新築、改修など)	補助上限	補助要件	R5年度 受付期間	
12	店舗等	徳島県木材協同組合連合会	088-662-2521	森を活かす徳島すぎ利用推進事業	新築・改修	40万円 (1㎡あたり 2,500円上限)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年3月21日(木)までに施工が完了すること。 ・「徳島すぎの家づくり協力店」が設計または施工を行っていること。 ・徳島県産材を利用者が見える箇所に20㎡以上(内外壁・床・天井材の面積・両面使いは片面のみが対象)使用して、徳島県木材認証制度「産地認証証明書」を提出すること。 ・対象施設においては、徳島県産材を使用したことがわかるプレート等を掲示すること。また、徳島県が行う県産材のPRIに協力すること。 ・補助金は、施主に全額還元すること。 	～令和5年9月29日(金)

<<参考>県 貸付事業>

補助対象	実施主体	電話番号	事業名	工事対象 (新築、改修など)	貸付上限	補助要件	R5年度 受付期間	
13	住宅	徳島県 (申込みは取扱金融機関まで)	088-621-2484	森を木づかう住宅資金貸付制度	新築 改修	2000万円 900万円	<ul style="list-style-type: none"> ・認証木材を使用していること。 ・県内で自ら居住するための住宅を建設される方。 ・対象住宅を県内に本店の所在する業者によって建築される方。 ・徳島県勤労者住宅建設資金と併用しない方。 <p>※参考 貸付金利:1.10%(当初10年間、11年目以降は金融機関による) 貸付期間:金融機関による</p>	令和5年4月3日(月) ～ 令和6年3月29日(金)